

安心を支えあふ介護保険  
3市1町がいっしょに行っています

要介護認定等の申請窓口

東海市の方は—

東海市高齢者支援課（東海市しあわせ村内）  
TEL. 052-689-1600

東海市福祉・介護保険関係（窓口）（東海市役所内）  
TEL. 052-603-2211  
TEL. 0562-33-1111

大府市の方は—

大府市高齢障がい支援課（大府市役所内）  
TEL. 0562-45-6289（直通）



知多市の方は—

知多市長寿課（知多市役所内）  
TEL. 0562-36-2652（直通）

東浦町の方は—

東浦町ふくし課（東浦町役場内）  
TEL. 0562-83-3111

知多北部広域連合 事業課

〒476-0003 東海市荒尾町西廻間2番地の1  
東海市しあわせ村内

ホームページ二次元コード▶



- 保険料に関すること 資格管理係 TEL. 052-689-2261
  - 認定に関すること 認定係 TEL. 052-689-2262
  - 保険給付に関すること※ 給付係 TEL. 052-689-2263
- ※介護サービス利用、負担限度額、利用者負担軽減、事業者の指定等

共 通 FAX. 052-689-2265

サービスに苦情や不満があるときは？

介護（介護予防）サービスを利用して困ったことがあったとき、サービス提供事業者  
に相談しづらいときは、下のような相談先もあります。

■「ケアマネジャー」に相談

担当ケアマネジャーには日ごろからサービス状況などを細かく報告しておくで安心です。

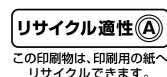
■「市町の介護保険担当窓口」または「知多北部広域連合」に相談

相談や苦情の内容をもとに、事業者を調査して指導・助言を行います。

■「愛知県国民健康保険団体連合会」に相談

市町等での解決が難しい場合や、利用者が特に希望する場合は、都道府県ごとに設置されてい  
る国民健康保険団体連合会に申し立てることができます。

TEL.052-971-4165



2026年3月発行  
禁無断転載©東京法規出版  
KG011770-J14

# みんな笑顔で 介護保険

利用  
ガイド



令和8年度版  
(2026年度)

介護保険制度のしくみを  
動画で説明しています。



知多北部広域連合  
(東海市・大府市・知多市・東浦町)

# 介護保険制度のおもな改正ポイント

## 令和8年4月から

- 介護保険料の第1段階と第2段階、第4段階と第5段階を分ける基準となる金額が変わりました

それぞれの段階を分ける基準となる金額が、80万9,000円から82万6,500円に変わりました。

## 令和8年8月から

- 施設サービス等を利用した際の基準費用額（食費）と、低所得者の負担限度額（居住費等・食費）の一部が変わる予定です
- 高額介護サービス費と、特定入所者介護サービス費の支給要件の一部が変わる予定です

高額介護サービス費の住民税世帯非課税等の支給要件と、特定入所者介護サービス費の第2段階と第3段階①の支給要件が、80万9,000円から82万6,500円に変わる予定です。

## ご存じですか？ぴったりサービス

ぴったりサービスとは、マイナポータル<sup>※</sup>の電子申請機能を利用して、行政手続きをオンラインでできるサービスです。要介護認定の申請や高額介護（予防）サービス費の支給申請など、介護に関する申請や届出を、いつでもどこにいても手続きすることができます。

利用には、マイナンバーカードやマイナンバーカードに対応したスマートフォンなどが必要です。詳しくは窓口にお問い合わせください。



# もくじ

## 介護保険のしくみ

・みんなで支えあう制度です……………4

## 介護保険料

・保険料は大切な財源です……………6  
 ・40歳以上65歳未満の人（第2号被保険者）の保険料……………7  
 ・65歳以上の人（第1号被保険者）の保険料……………8

## サービス利用の手順

・サービスを利用するまでの流れ……………10

## 要介護1～5の人〈介護サービス〉

・介護サービスの利用のしかた……………14  
 ・介護サービス（在宅サービス）……………16  
 ・介護サービス（施設サービス）……………18

## 要支援1・2の人〈介護予防サービス〉

・介護予防サービスの利用のしかた……………20  
 ・介護予防サービス……………22

## 要支援1・2、要介護1～5の人〈地域密着型サービス〉

・住み慣れた地域で生活するために……………24

## 要支援1・2、要介護1～5の人〈福祉用具貸与・購入、住宅改修〉

・生活する環境を整えるサービス……………26

## 事業対象者の人、要支援1・2（サービス・活動事業）、65歳以上の人（一般介護予防事業）

・介護予防・日常生活支援総合事業……………28

## 利用者負担の軽減について

……………30

## 高齢者相談支援センター（地域包括支援センター）

・地域のみんなで支えあいます……………32

介護保険のしくみ

介護保険料

サービス利用の手順

介護サービス

介護予防サービス

地域密着型サービス

福祉用具、住宅改修

介護予防・日常生活支援サービス事業／一般介護予防事業

利用者負担の軽減について

高齢者相談支援センター